

老齢厚生年金(報酬比例部分)の受給開始年齢一覧表

昭和28年4月2日生まれの男性から、原則、老齢厚生年金の受給開始年齢が61歳以降となります。

生年月日 \ 支給開始年齢	男 子					女 子				
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
S28年4月2日～S29年4月1日		○	○	○	○	○	○	○	○	◎
S29年4月2日～S30年4月1日		○	○	○	○	○	○	○	○	○
S30年4月2日～S31年4月1日			○	○	○	○	○	○	○	○
S31年4月2日～S32年4月1日			○	○	○	○	○	○	○	○
S32年4月2日～S33年4月1日				○	○	○	○	○	○	○
S33年4月2日～S34年4月1日				○	○		○	○	○	○
S34年4月2日～S35年4月1日					○		○	○	○	○
S35年4月2日～S36年4月1日					○			○	○	○

- * ○は特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分相当)、◎は報酬比例部分+定額部分の老齢厚生年金です。
- * 障害者・長期加入者の特例に該当する場合は、男子・女子ともに○を◎に読み替えます。
- * 老齢厚生年金の支給開始を60歳に繰上げ申請された場合は60歳から特退に加入できますが、年金受給額が減額され、障害年金の受給権を放棄することになります。